

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会設置要綱

令和 6 年 4 月 24 日

西予市告示第 89 号

(設置)

第 1 条 西予市地域づくり活動センター推進計画(以下「計画」という。)に基づき住民ニーズを地域づくり活動センターの運営に反映できるよう計画を審議し、見直す機関として西予市地域づくり活動センター推進計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行いその結果を市長に答申する。

- (1) 計画の見直しに関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域づくり活動センターに関して必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域づくり活動センターを代表する者
- (3) 地域づくり組織を代表する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から答申までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が第 3 条第 2 項に規定するその職又はその資格を失った場合は、委員の資格を喪失する。ただし、市長が必要と認める場合は、引き続き委員の資格を有することができるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進室において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮り定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月15日から施行する。